

① 特別修繕引当金の益金算入及び製品保証等引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

I 特別修繕引当金の益金算入に関する明細書					
資産の種類及び名称	1				合計
期首現在特別修繕引当金	2	円	円	円	円
同上のうち過年度の繰入限度超過額に相当する部分の金額	3				
前期までに損金の額に算入された取崩超過額	4				
前期までに益金の額に算入された取崩不足額	5				
差引特別修繕引当金 (2)-(3)+(4)-(5)	6				
当期に取り崩すべき金額 (13)又は(14)	7				
翌期繰越特別修繕引当金 (6)-(7)	8				
取崩不足額又は取崩超過額の計算	当期取崩額	9			
	同上のうち過年度の繰入限度超過額に相当する部分の金額	10			
	差引 (9)-(10)	11			
	取り崩すべき金額の計算の基礎となる特別修繕引当金(平成15年3月31日以後最初に終了する事業年度又は連結事業年度の(6))	12			
	4年間均等取崩しによる場合 (12)× $\frac{\text{当期の月数}}{48}$ と(6)のうち少ない金額	13			
	同上の場合以外の場合	14			
取崩不足額 (13)-(11)又は(14)-(11)	15				
取崩超過額 (11)-(13)	16				

II 製品保証等引当金の損金算入に関する明細書

当期前2年以内に開始した各期の目的物の請負又は製造に係る収益の額の合計額	17	円	当期繰入額	21	円
当期前2年以内に開始した各期の目的物の請負又は製造に係る補修費の額(目的物の引渡年度に支出されたものを除く。)の合計額	18		当期の目的物の請負又は製造に係る収益の額の合計額	22	
実績による補修費の支出割合(小数点以下四位未満切上げ)	19		繰入限度額 $(22) \times (19) \text{又は} (20) \times \frac{1}{6}$	23	
法定の補修費の支出割合	20	$\frac{1, 2 \text{又は} 5}{1,000}$	繰入限度超過額 (21)-(23)	24	

別表十一（四）の記載の仕方

1 特別修繕引当金の益金算入に関する明細書

この明細書は、平成14年改正後の平成10年改正法附則第7条（特別修繕引当金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 製品保証等引当金の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、建設業等を営む法人が、平成10年改正法附則第8条第1項（製品保証等引当金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成10年改正前の法第56条の2第1項（製品保証等引当金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「当期前2年以内に開始した各期の目的物の請負又は製造に係る収益の額の合計額17」から「実績による補修費の支出割合19」までの各欄は、補修費の

支出割合について法人の実績により計算する場合に記載します。

なお、補修費の支出割合について平成10年度改正前の令第113条の3第3項（法定の補修費の支出割合）に規定する割合による場合は、記載する必要はありません。

(3) 「法定の補修費の支出割合20」の「 $\frac{1, 2 \text{又は} 5}{1,000}$ 」は

①建設業を営む法人又は船舶、舶用機関、舶用ポンプ若しくは舶用プロペラの製造業を営む法人にあつては「1, 2又は5」を消し、②電波調理器の製造業を営む法人にあつては「1,」及び「又は5」を消し、③その他の法人にあつては「1, 2又は」を消します。